公　募　公　告

令和８年１０月７日

下記について、企画競争入札に参加する者を募集する。

一般財団法人　救急振興財団
理 事 長　佐 々 木　敦 朗
（公印省略）

記

１　件名
救急救命東京研修所食堂（物販店を含む）運営業務委託

２　場所
東京都八王子市南大沢四丁目５番地
一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所　食堂・売店

３　募集内容
本事業は、当研修所の前期（４月上旬～９月下旬）・後期（９月上旬～翌３月中旬）各最大３００名の研修生に対し、長期研修に伴う寮生活において、研修生の健康・体力の維持及び研修生活における利便性を図るため、良質で魅力ある食事の提供及び日用品の販売、コピー・ＦＡＸの利用、宅配便の手配等を行うことを目的とし、食堂及び物販店を運営する業務を委託するもの。
（１）申請要領・施設概要及び営業条件
参加申込書を提出した者に配布する。
（２）委託契約期間
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。

４　公募参加資格
以下の要件にすべて該当していること。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者。
（２）国や地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登録されている者又は本研修所において過去に本業務と類似する業務の実績がある者。
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）がなされている者でないこと。
（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（５）以下の暴力団排除対象者に該当しない者。
①　契約の相手方として不適当な者
ア　法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

②　契約の相手方として不適当な行為をする者。

ア　暴力的な要求行為を行う者。

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ　偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者。

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者。

（６）過去において、本件と同等程度の食堂及び売店の運営業務の実績がある者。

５　公募参加申込方法

応募者は、下記（１）の参加申込書に必要事項を記載のうえ、下記（２）及び（３）の書類を添えて、**令和８年１０月１９日（月）**までに下記の担当課まで郵送（必着）又は持参すること。なお、提出した書類について説明、補正等を求められたときは、これに応じなければならない。

（１）救急救命東京研修所食堂（物販店を含む）運営業務委託公募参加申込書。

（２）国若しくは地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されていることを証明するものの写し又は本研修所と結んだ類似業務の契約書の写し。

（３）過去の類似業務の実績を示す契約書の写し。

※　提出された書類は返却しない。

６　公募説明会の開催

公募説明会を**令和８年１０月２２日（木）１４時００分**から救急救命東京研修所１階特別会議室で実施する。

７　その他

（１）応募に関する質問は、**令和８年１０月１５日（木）**までに下記の問い合わせ先へＦＡＸで提出すること。（送付後、電話で確認のこと。）

（２）応募にあたり提出された法人又は個人情報等については、当財団にて厳重に管理する。

【担当課・問い合わせ先】
〒192－0364　東京都八王子市南大沢４－５
救急救命東京研修所　総務課　田中
TEL　042－675－9945　　FAX　042－677－9955